

## 道路・河川

\*\*\*\*\*

提案・意見

アンダーパスの通行止について

度会橋から県道37号の中島交差点を左折すると、県道60号線近鉄線路下にアンダーパスがあります。

県道という事で、伊勢市としては見て見ぬふりはできないと思いますが、浸水などの時、通行止の処置はすみやかに出るのでしょうか。

回答

今回、ご質問のありました県道60号線近鉄線路下アンダーパスの浸水時の通行止めについて、管理者である三重県に問い合わせをしましたところ、三重県伊勢建設事務所から「アンダーパスには排水設備が設置されており、通常は自動で排水が行われます。排水能力以上の雨水流入、機器の故障時等には、警報システムにより伊勢建設事務所、伊勢警察に通報が入る仕組みです。なお、路面冠水が10cmに達した場合には、伊勢警察とともにすみやかに通行止めを行うこととしています。」と回答がありました。

今後とも市政運営に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

担当課

監理課（2019年4月回答）〔4/8～12〕

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

市へ提出する書類等について

市に出す書類は非常にわかりにくい。書類が細かいなど高齢化社会に対応していない（文字も小さすぎる）ムダに書類が多い。書類など、これは県がやっているからと責任を他にし、どこにきいていいかわからない対応をする（たらいまわし）（関わる書類について全て把握し、説明してほしい）特に課税課

他に財源があるなら、市内の道の白線、たくさん消えていて危ないところがあるのでなんとかしてほしい（←これも警察にと責任のがれが多い）

## 回答

（市へ提出する書類について）

課税課では、納税通知書等、数多くの文書を市民の皆様へ発送させていただきますが、お伝えすべき情報が多いため、ご指摘のとおり、高齢者等の皆様にとって判読しにくい書類があるかもしれません。限られた紙面において、できるだけ分かりやすく通知内容をお伝えできるよう努めていますが、今後もさらに内容の検証を行い、可能な限り改善してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、判読しにくい内容の文書がありましたら、お手数をおかけしますが、課税課までお問い合わせください。

また、税金は種類により所管が国・県・市と異なることから対応する窓口が異なります。そのため、お問い合わせ等の窓口はそれぞれの所管先となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

しかし、私どもといたしましては、所管の別に関わらず、広く情報収集をし、市民の皆様へ寄り添ったご案内ができるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。〔課税課〕

（道路の白線について）

道路に引かれております白線は区画線と呼ばれるもので、車線の分離や注意喚起、交通規制に関するものまで、さまざまな種類のものが道路に引かれております。区画線は、市をはじめ県や国などそれぞれの道路管理者が設置し維持管理しているところです。

また、一時停止の停止線や横断歩道など交通規制に関するものは公安委員会が所管となっております。ご意見をいただきましたとおり、道路によっては区画線が薄くなり視認しづらい箇所がありますことから、区画線の補修を随時実施しているところでもあります。

財政状況が非常に厳しい状況の中、これからも市民の皆様へ、安全快適に通行していただける道路の維持管理を目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。〔維持課〕

担当課

課税課・維持課（2019年4月回答）〔4/8～12〕

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

選挙について

選挙の季節となってきました。投票率が低いのはなぜなのか。投票したい人がいない。投票所に行くのがめんどうだ。等選挙に打って出るのも、費用の事もある。法定得票数がなく供託金を没収される恐れがある。

それならハードルを下げ、いろんな人が選挙に出やすいようにしたらどうでしょう。

女性の議員が少ないとの世界からの批判ですが信念のしっかりとした人が出て来てほしいものです。

2016（平28）7.11に参議院選挙がありました。私宅に選挙公報が届いたのは投票日の前日でした。

このような事は今後やめていただきたい、この選挙結果で日本が、世界で戦争ができるようになりました、不幸な事です。

## 回答

投票率については、様々な要因があることと思われませんが、伊勢市においては、選挙啓発講演会や街頭啓発、中学生を中心とした未来の有権者への啓発活動等に取り組んでいるところでございます。

また、選挙公報につきましては、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙におきまして、ご迷惑をおかけしましたが、その後の選挙におきまして、郵便局の配達地域指定郵便物を利用させていただき、少しでも早くお手元に届くよう取り組んでおりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

担当課

選挙管理委員会事務局（2019年4月回答）〔4/8～12〕

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

職場でのたばこの喫煙について

来年4月から施行される受動喫煙法により公共施設での喫煙が禁止されるわけですが、ただ「受動喫煙が起きない屋外の決められた場所」なら喫煙してもよいと解釈されます。

このことについては、行政がお手本を示す必要があるかと思いますが、企業においても勤務時間内はいかなる場所であっても喫煙を認めないという先進的な取組されている組織が多くなってきています。

伊勢市の職員においても同様、勤務時間内はいかなる場合でも禁煙として、全国の自治体に先駆けて企業と同様の対応ができるよう決定してもらえればと思います。

この流れは、遅かれ早かれ自治体にも波及するわけですから、先駆けて取り組むことで伊勢市が先進的な組織であることをアピールする絶好の機会でもあると思われますので、全国へのアピールも含めて来年4月と言わず今年のなるくらいからでも取り組めるようお願いしたいと思います。

## 回答

本市においては受動喫煙の防止を図るため本館屋上北部においてその一画を区切って喫煙場所としております。

なお、たばこについては、長年にわたりその使用が社会的にも認知されてきているものであり、喫煙者への配慮も必要であると考えております。

ご意見ありがとうございました。

担当課

職員課（2019年4月回答）〔4/8～12〕